

5 誰もが気軽に利用できるやさしいサービスのしくみづくり

本市は、南北に長く、それぞれの地域によって事情が大きく異なります。したがって、生活や福祉の課題が地域によって異なることを理解し、それぞれの地域にあった課題の解決策を考えていく必要があります。また、本市が実施している福祉サービス等について、その情報が住民に十分行き届いていない、との指摘が地域部会からあり、情報提供のあり方を見直す必要もあります。

必要とする人が、適切にサービスを利用できるように、情報提供、相談体制の充実を図るとともに、各地域の分庁舎の機能を見直し、身近な地域でのニーズに対応した、誰にとってもやさしいサービス提供のしくみづくりを進めていきます。

【施策の方向性】

情報提供・相談のしくみづくり	総合的な相談体制の構築
	民生委員児童委員をはじめとする柔軟な対応ができる身近な相談体制の確立
	サービス情報の提供体制の充実
適切なサービス利用のしくみづくり	地域のニーズを把握するしくみづくり
	総合的にサービスをつなげる体制づくり
	福祉外交員制度の創設
	権利を守るしくみづくり
質の高いサービス提供のしくみづくり	地域に根ざしたサービスの提供
	サービスを評価するしくみづくり
	住民主体のサービス（NPO等）への支援



(1) 情報提供・相談のしくみづくり

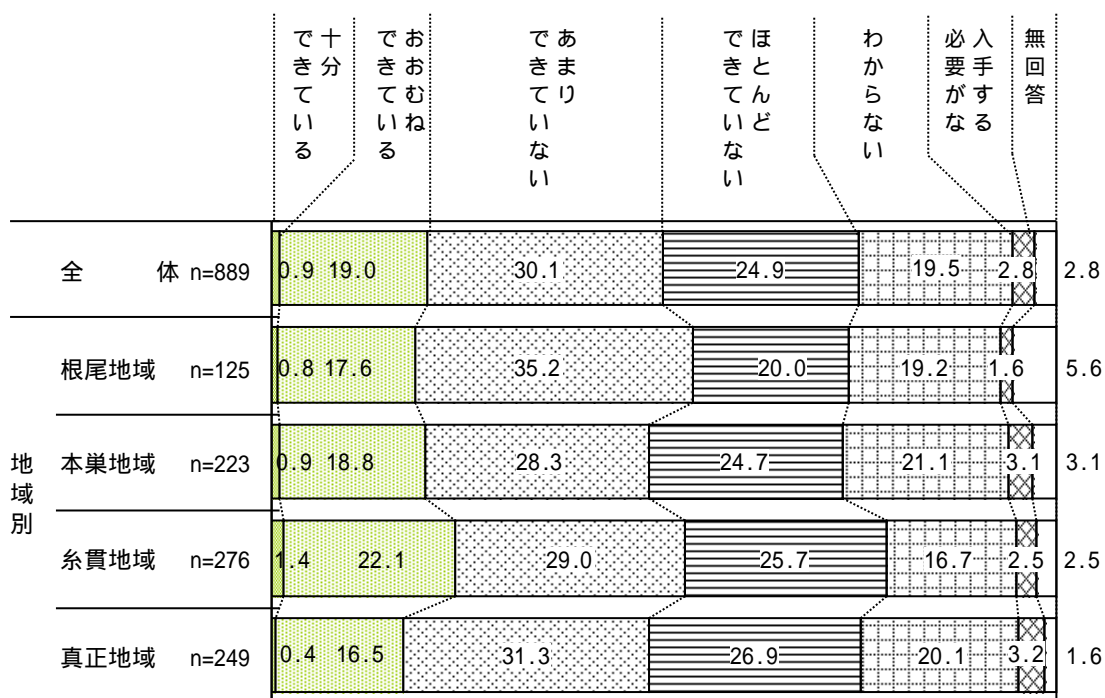
[現状と課題]

アンケートによると、福祉サービスの課題として50%以上の人々が「わかりやすい情報提供」、40%以上の人々が「相談や苦情にいつでも対応できる窓口の整備」と答えています。また、福祉サービスに関する情報の入手については、過半数の人々が「できていない(あまりできていない+ほとんどできていない)」と答えています。この結果を冷静に受けとめると、本市においては、福祉サービスと、それを必要としている人をつなぐ部分がうまく機能していないということになります。

現在、保健福祉分野の相談窓口としては、福祉担当課の窓口をはじめ、地域包括支援センター、障害者支援センター、子育て支援センター、保健センター等の機関で相談を行っています。また、地域では、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等が活動しています。こうした既存の相談体制と情報提供のあり方を見直し、利用者本位のしくみを構築する必要があります。

『必要な福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていると思いますか』という設問では、「あまりできていない」が30.1%と最も高く、次いで「ほとんどできていない」が24.9%となっており、これらの合計が55.0%を占めています。

本巢市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



[これからの取り組み]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
総合的な相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ▶市役所において、1つの窓口ですべての手続きが行えるよう福祉サービスに関する窓口のワンストップサービス化を推進していきます。 ▶各市庁舎が地域社会の中心として機能するように、職員の資質向上、庁舎間ネットワークの強化などを図り、支所機能の充実をめざします。 ▶社会の変化を背景に、住民が抱えている問題は複雑・多様化しています。市民のさまざまな相談に適切に対応し、福祉サービスにつなぐことができるよう、各種専門の相談窓口の充実を図るとともに、相談機関のネットワークを確立します。 	<p>市</p> <p>市</p> <p>社会福祉協議会、市、福祉事業者</p>
民生委員児童委員をはじめとする柔軟な対応ができる身近な相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ▶民生委員児童委員は、住民にとって最も身近な相談窓口であり、地域福祉の中心的な担い手といえます。そこで、民生委員児童委員が活動しやすい地域の体制を整えるとともに、福祉制度に関する情報提供や資質向上のための研修の充実を図るなどさまざまな支援を行っていきます。 ▶福祉サービスは多岐にわたり、専門的な相談窓口が多く設置されているため、どこに行って相談すればよいかわからないといった場合も少なくありません。身近なところで気軽に相談ができ、専門的な相談やサービス利用、地 	<p>民生委員児童委員、市、社会福祉協議会</p> <p>市、社会福祉協議会、福祉事業者</p>

<p>サービス情報の提供体制の充実</p>	<p>域ボランティアにつなげるなど、相談内容に応じてすばやく的確な対応ができるよう、身近な相談窓口の整備を進めます。</p> <p>▶ひとり暮らし高齢者など、真にサービスを必要としている人に福祉サービスに関する情報を伝えるには、広報やホームページだけではなく、人を通じた伝達が有効であるという意見が地域部会で見られました。今後、情報媒体の充実を図るとともに、地域の団体等を通じた人を介する情報伝達のしくみをつくっていきます。</p> <p>▶必要としている人に福祉サービスを漏れなく提供できるように、サービス提供事業者との連携のもと「福祉サービスガイド」を作成するなど積極的な情報提供を行います。</p>	<p>民生委員児童委員、ボランティア団体、市</p> <p>市、社会福祉協議会、福祉事業者</p>
-----------------------	--	---

[事業等実施計画]

事業等	実施主体	時期
窓口のワンストップサービス化	市	B
各庁舎の支所機能の充実	市	A
社会福祉協議会支所の相談機能の充実	社会福祉協議会	A
地域の中の身近な相談窓口の検討	市、社会福祉協議会	B
「福祉サービスガイド」の作成	市、社会福祉協議会	B

* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの
 C：長期的な視野で検討するもの

(2) 適切なサービス利用のしくみづくり

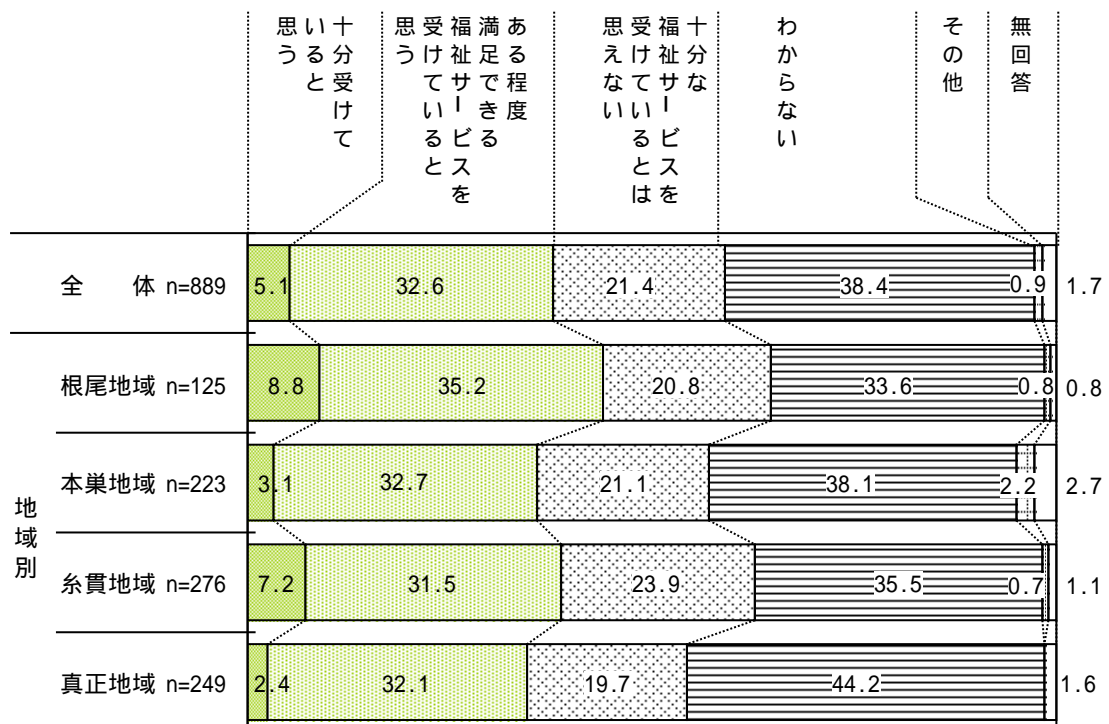
[現状と課題]

福祉サービスは原則として、利用したい人の申請に基づいて給付されます。したがって、適切なサービスの利用のためには、情報提供や相談体制の充実が必要不可欠であることはいうまでもありません。しかし、真にサービスを必要としている人を見逃さないようにするためにはもう一步踏み込んだ活動やしくみが必要と考えます。

また、利用者本位のサービスのしくみづくりのためには、地域によって異なる生活課題を汲み取り、それに対応したサービスを創造することや、既にある複数のサービスを組み合わせることが非常に重要となってきます。

『本巢市において、福祉サービスを必要としている人が、十分なサービスを受けていると思いますか』という設問では、「わからない」が38.4%で最も高く、次いで「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」が32.6%です。「十分受けていると思う」と「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」の合計は37.7%となります。

本巢市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



[これからの取り組み]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
地域のニーズを把握するしくみづくり	<p>▶地域住民会議(地域井戸端会議)、ボランティア団体との意見交換、障がいのある人等の当事者団体との意見交換等を行い、市民の福祉ニーズ、福祉課題の把握に努めます。</p> <p>▶福祉事業者が、普段のサービス提供を通して個別の福祉ニーズを把握し、専門的な相談や適切なサービス利用につなげられるよう、福祉事業者、社会福祉協議会、市のネットワークを強化します。</p>	市、社会福祉協議会 福祉事業者、社会福祉協議会、市
総合的にサービスをつなげる体制づくり	<p>▶高齢者をはじめ、障がいある人、子どもなどサービスを必要としている人が適切にサービスを利用できるよう、地域包括支援センター、障害者支援センター、子育て支援センター等の連携を強化し、総合的にサービスをつなげる体制の構築をめざします。</p> <p>▶人材や場所も含めて地域資源の把握を常に行い、必要とされるサービスが効率よく提供されるシステムづくりを進めます。</p>	市、社会福祉協議会、福祉事業者 市、社会福祉協議会、福祉事業者
福祉外交員制度の創設	<p>▶地域には、行政上の手続きをしたくても、市庁舎まで行くことができない人もいます。こうした人が家に居ながらも手続きができるよう福祉外交員の設置を検討します。</p>	市

権利を守るしくみづくり	<p>▶認知症や障がいのために判断能力が十分でない人が、契約など法律行為で不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、その周知を図るとともに、必要に応じて制度利用のための支援を行います。</p>	市、社会福祉協議会
	<p>▶社会福祉協議会においては、生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行っています。特に障がいのある人の地域生活への移行を推進するために、さらに必要性が高まる事業と考えられることから、事業の周知に努めます。</p>	社会福祉協議会、市
	<p>▶児童虐待防止連絡会を中心として、児童に対する虐待の早期発見に努めるとともに、民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応していきます。</p>	市、社会福祉協議会、福祉事業者

[事業等実施計画]

事業等	実施主体	時期
地域住民会議の開催（再掲）	自治会、ボランティア、社会福祉協議会	A
各相談機関の連携強化と総合的なサービス提供体制の構築	市、社会福祉協議会	C
福祉外交員制度の創設	市	C
成年後見制度利用支援事業の実施	市	A
日常生活自立支援事業の実施（窓口業務）	社会福祉協議会	A
児童虐待防止ネットワークの充実	市	B

* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの
 B：20年度以降の実施を目的に検討するもの
 C：長期的な視野で検討するもの

(3) 質の高いサービス提供のしくみづくり

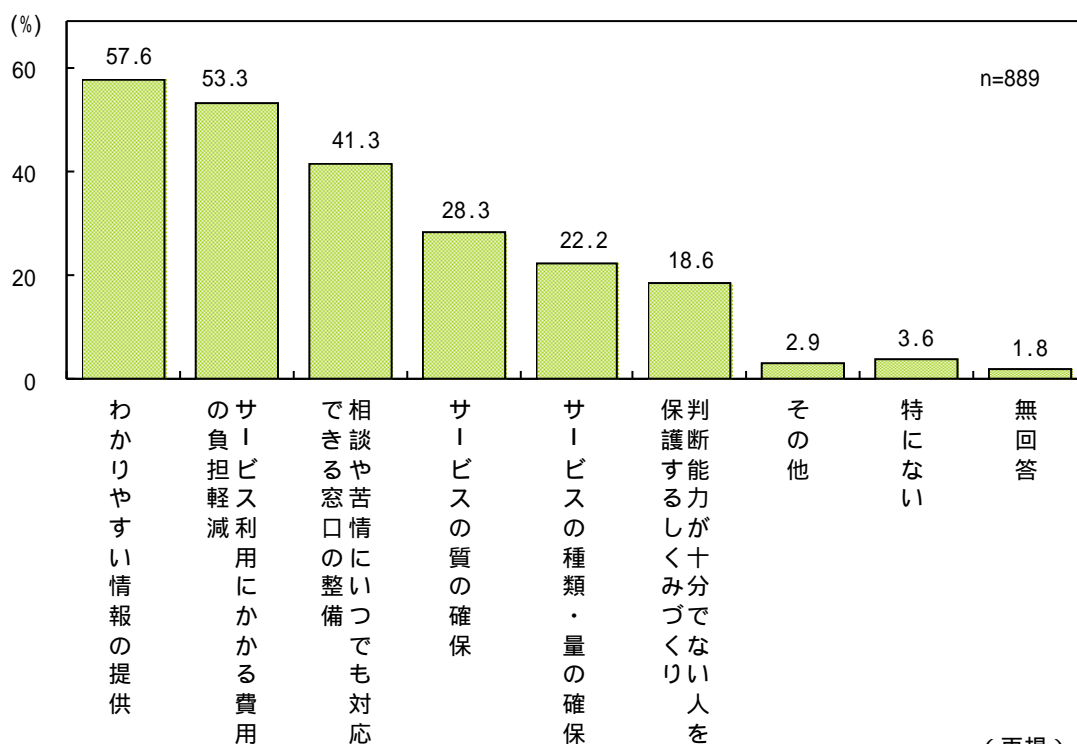
[現状と課題]

誰もが住みやすいと感じる地域をつくるには、まず、地域において何らかの支援を必要とする人の生活の質を高めることが重要であり、きめ細やかで質の高い福祉サービスの提供が不可欠です。本市は、自然、地理的な条件などにより地域の事情が大きく異なっており、市内一律のサービスではなく地域の実情に応じた柔軟なサービスが必要となります。

また、福祉サービスの質を維持するために、サービス利用にかかる問題や要望については、市の福祉担当課をはじめ各種相談窓口で対応し、解決を図るようにしていますが、サービスの質を客観的に評価し、より質の高いサービスを安定的に提供できるしくみをつくりだす必要があります。

『福祉サービスの利用者が必要なサービスを安心して使うためには、本巣市は今後どのようなことに取り組む必要があると思いますか』という設問では、「わかりやすい情報の提供」が57.6%と最も高く、次いで「サービスの利用にかかる費用の負担軽減」が53.3%、「相談や苦情にいつでも対応できる窓口の整備」が41.3%、「サービスの質の確保」が28.3%などとなっています。

本巣市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



(再掲)

[これからの取り組み]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
地域に根ざしたサービスの提供	<p>▶本市は、南北に長く、地域によって事情が大きく異なります。したがって、福祉サービスの提供にあたっては、それぞれ地域のニーズに沿って、地域の資源を活用しながら柔軟に検討していきます。</p>	市、社会福祉協議会、福祉事業者
サービスを評価するしくみづくり	<p>▶福祉サービスの質を高めるためには、福祉サービス提供事業者による自己評価が求められます。適切な評価基準や方法による評価制度の導入や評価結果の公開を行うよう働きかけます。また、評価の客観性を確保するため、統一的な評価基準の設定や第三者を交えた評価方法などについて検討します。</p> <p>▶介護サービスについては、もとす広域連合により介護サービス等調査委員会が設置されており、苦情等の解決にあたっています。この制度が浸透し有効に機能するよう、もとす広域連合と連携して利用を促進していきます。</p>	市、社会福祉協議会、福祉事業者 市、もとす広域連合
住民主体のサービスへの支援	<p>▶介護保険の導入によって多くの福祉サービス提供事業者が参入してきています。その一方で、地域住民によるボランティアや、地域住民が立ち上げたNPO法人による、個々のニーズに応えるきめ細やかなサービスの提供が求められることから、NPO法人立ち上げへの支援、市民活動への支援を、市民活動推進助成金制度などにより行っていきます。</p>	市、社会福祉協議会

	<p>▶定年退職を迎えた人が、地域においても活発な社会参加を果たすためには、楽しく集まれる場、やりがいのある活動を見つけだしていくことが重要となります。そこで、定年退職世代のグループ活動の立ち上げ支援や、ボランティア活動を通じた社会参加への呼びかけを行っていきます。</p>	<p>市、社会福祉協議会</p>
--	---	------------------

[事業等実施計画]

事業等	実施主体	時期
統一的な自己評価基準の設定	市、社会福祉協議会、福祉事業者	C
市民活動推進助成金制度のPR	市	A
定年退職後セミナーの実施（再掲）	社会福祉協議会	B

* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの
 C：長期的な視野で検討するもの



6 地域福祉の拠点づくり

地域福祉を支えるのは人であり、人と人とのふれあいを拠り所にさまざまな地域活動が行われます。人が活動するにはその拠点となる“場”が必要であり、地域福祉活動においては特に重要な意味を持ちます。

住民同士の交流を深めながら地域ぐるみで福祉のまちづくりに取り組めるよう、さまざまな人が集い、地域福祉の活動拠点、福祉に関する身近な情報提供・相談窓口などの機能を備えた活動と交流の拠点づくりを既存の施設の活用を前提に進めます。

【施策の方向性】

ふれあいの場づくり	地域の交流の場づくり
	ボランティア活動の場づくり
	安心の居場所づくり
社会参加のための基盤づくり	公共交通機関の利便性の確保
	コミュニティバスの有効利用
	新しい移動手段等の確立



真桑文楽の学習をする中学生

(1) ふれあいの場づくり

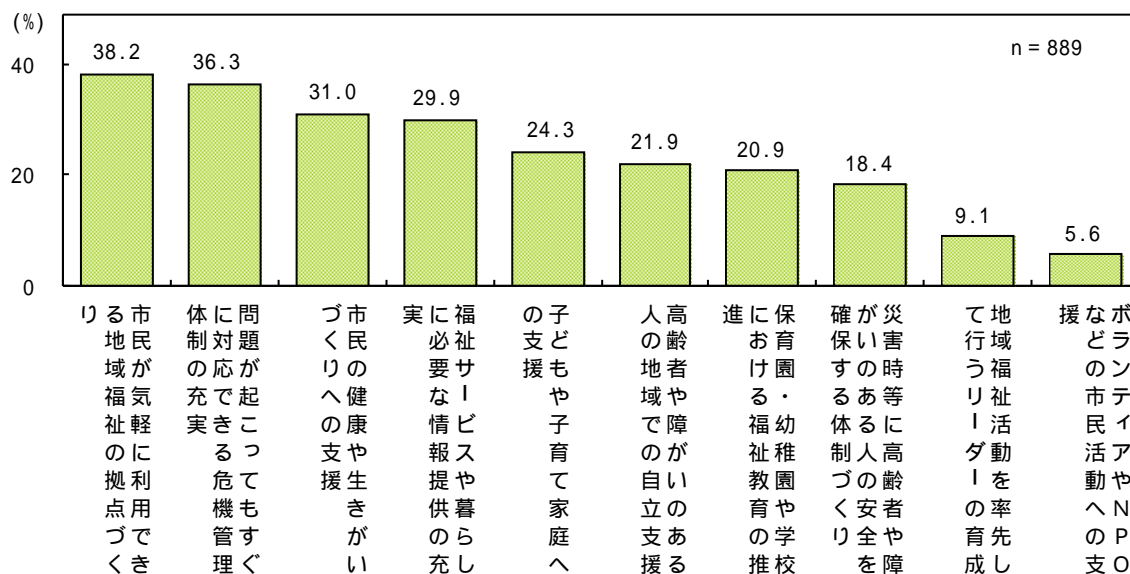
[現状と課題]

アンケートによると、これからの福祉において重点にすべきこととして、40%近い人が「市民が気軽に利用できる地域福祉の拠点づくり」をあげています。これを受けて、地域部会でも 拠点 についてはさまざまな議論がなされ、「市の中心に交流拠点があるといい」「歩いていける範囲に拠点があるといい」「拠点という形よりも、何かあった時、そこに相談に行けばいいということ、住民が心の中に持っていることが重要だ」「既存のものを活用すべきだ」……など多くの意見が出されました。住民が安心して地域で暮らし続けるためには、こころの拠り所となる場が大きな意味を持ちます。

現在、本市には合併前の旧町村の役場を利用した本庁舎と3か所の分庁舎があり、窓口サービスを行っています。また、旧町村の有していた各種施設や地域の集会所が多数あり、さまざまな活動、行事等に利用されています。今後は、こうした場所をより有効に、柔軟に活用し、住民のこころの拠り所となるふれあいの場づくりを進めていく必要があります。

『これからの福祉は、何を重点にすべきと思いますか』という設問では、「市民が気軽に利用できる地域福祉の拠点づくり」が38.2%と最も高く、次いで「問題が起こってもすぐに対応できる危機管理体制の充実」(36.3%)、「市民の健康や生きがいがづくりへの支援」(31.0%)の順となっています。

本巣市地域福祉に関する市民アンケート～住民一般調査より



(再掲)

[これからの取り組み]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
地域の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶住民にとって身近な場所である地域の集会所を、高齢者サロンや子育てサロンなど住民主体の地域活動に利用するなど柔軟な活用を促進していきます。 ▶学校を地域の交流拠点として位置づけ、各種学校行事への地域住民の参加促進、学校ボランティアへの参加促進、三世代交流会の開催など地域に開かれた学校としていきます。 ▶住民にとって昔からなじみのある各市庁舎を地域の中心として再度位置づけ、住民の交流の場としての活用を検討していきます。 ▶福祉施設を、地域の福祉拠点として位置づけ、福祉施設のイベント等への地域住民の参加を促進するなど、地域と福祉施設との協力体制の構築を進めます。 ▶地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会を、改めて住民主体の福祉活動にかかる拠り所として位置づけ、その活動を支援していきます。 ▶地域における福祉活動や交流の拠点として利用できる既存施設、地域ボランティアの活動内容などを積極的に紹介していきます。 	<p>自治会、市</p> <p>学校、自治会</p> <p>市</p> <p>福祉事業者</p> <p>社会福祉協議会、市</p> <p>市、社会福祉協議会</p>

<p>ボランティア活動 の場づくり</p>	<p>▶ボランティア同士の交流・情報交換、ボランティアをやってみたい人またはボランティアを頼みたい人とボランティアグループのコーディネートなどが、地域においてスムーズに行われるよう、ボランティアの交流スペースの設置を検討します。</p> <p>▶福祉施設の地域開放を促進し、住民と施設利用者、施設職員の交流による相互の理解を深め、住民の福祉施設に対する支援活動の契機をつくります。</p>	<p>ボランティア、社会福祉協議会</p> <p>福祉事業者、市</p>
<p>安心の居場所づくり</p>	<p>▶ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな高齢者を対象とした、ふれあいいいきサロンが、高齢者の日常的な居場所や介護予防の場となるよう拡充していきます。</p> <p>▶幼稚園や保育園に就園する前の子どもをもつ親は、子育ての不安を抱え、孤立してしまうこともあります。こうした子育て家庭を支援するため、地域ボランティア中心の子育てサロンの開催を推進します。親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場が提供できるよう、会場の提供、遊具の貸し出しなどの支援をしていきます。</p>	<p>社会福祉協議会、ボランティア等</p> <p>市、社会福祉協議会、ボランティア等</p>

[事業等実施計画]

事業等	実施主体	時期
集会所の交流拠点化	自治会	B
学校の交流拠点化	学校	B
市庁舎の交流拠点化	市	A
福祉施設の交流拠点化	福祉事業者	B
社会福祉協議会支所の交流拠点化	社会福祉協議会	A
ボランティアの交流スペースの設置	ボランティア、社会福祉協議会	A
福祉施設の地域開放	福祉事業者	B
常設的な高齢者サロンの設置	社会福祉協議会、市	C
子育てサークル・サロンの立ち上げ支援	市、社会福祉協議会	B

* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの
 B：20年度以降の実施を目的に検討するもの
 C：長期的な視野で検討するもの



小学6年生の福祉施設訪問

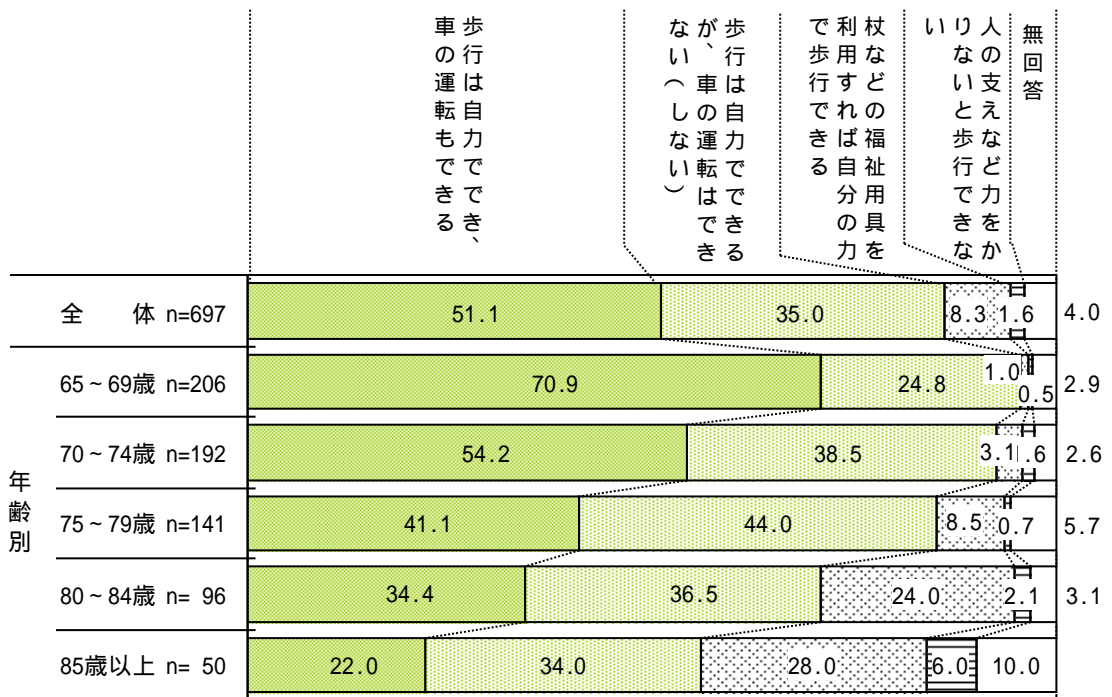
(2) 社会参加のための基盤づくり

[現状と課題]

本市は南北に長く、市庁舎をはじめさまざまな施設が分散しています。移動の手段が自家用車中心となることは否めません。しかし、体の不自由な人、高齢者、子どもなど自家用車を利用できない人は地域にたくさんいます。現在、本市には樽見鉄道や路線バスといった民間の公共交通機関に加え、誰もが利用しやすい移動手段をめざし、「もとバス」「ササコリ号」「根尾地域自主運行バス」といったコミュニティバスがあります。アンケートの自由意見の欄などには「無駄である」「やめるべき」などの意見もありましたが、これからの高齢化の進展を考えれば、いずれ必要不可欠な移動手段となることは確かです。利用しやすいコミュニティバスのあり方をはじめ、誰もが積極的に社会参加できる環境づくりを公民協働で考えていく必要があります。

65歳以上の人に、外出についてお聞きしたところ、「歩行は自力ででき、車の運転もできる」が51.1%と過半数を占めていますが、加齢にしたがい低下し、85歳以上では22.0%となります。

本巣市高齢者実態調査（平成17年）より



[これからの取り組み]

取り組みの方向	取り組みの内容	連携団体・組織等
公共交通機関の利便性の確保	<p>▶自動車運転できない高齢者や子どもなどが自由に移動することができるよう、鉄道・バスなどの公共交通機関と連携して、利用者のニーズに対応した利便性の高い運行体系、高齢者や子どもなどに配慮した車両の普及などを促進します。</p>	市、交通事業者
コミュニティバスの有効利用	<p>▶高齢者や子どもなどの日常生活における外出・社会参加を支援するため、コミュニティバスの利用を促進します。</p> <p>▶コミュニティバスについて、利用しやすさ、費用対効果などの観点から、その運行方法等を住民と行政が協働で検討する場を設けていきます。</p> <p>▶福祉施設への通所や、福祉事業・イベントへの移動手段としてコミュニティバスが活用されるよう、予約制をはじめ柔軟な運行方法を検討していきます。</p>	市 市 市
新しい移動手段等の確立	<p>▶自動車運転できない人の社会参加を促進するため、移送ボランティアの活動を支援するとともに、担い手の育成に努めます。</p>	市、社会福祉協議会



樽見鉄道

[事業等実施計画]

事業等	実施主体	時期
コミュニティバスの利便性向上を考えるワークショップの開催	市	C
コミュニティバスの有効活用・予約制等による柔軟な運行方法の検討	市	C
移送ボランティアの育成	社会福祉協議会、市	B

* 「時期」 A：継続または20年度中に実施するもの
 B：20年度以降の実施を目途に検討するもの
 C：長期的な視野で検討するもの



ササユリ号



もとバス



根尾地域自主運行バス

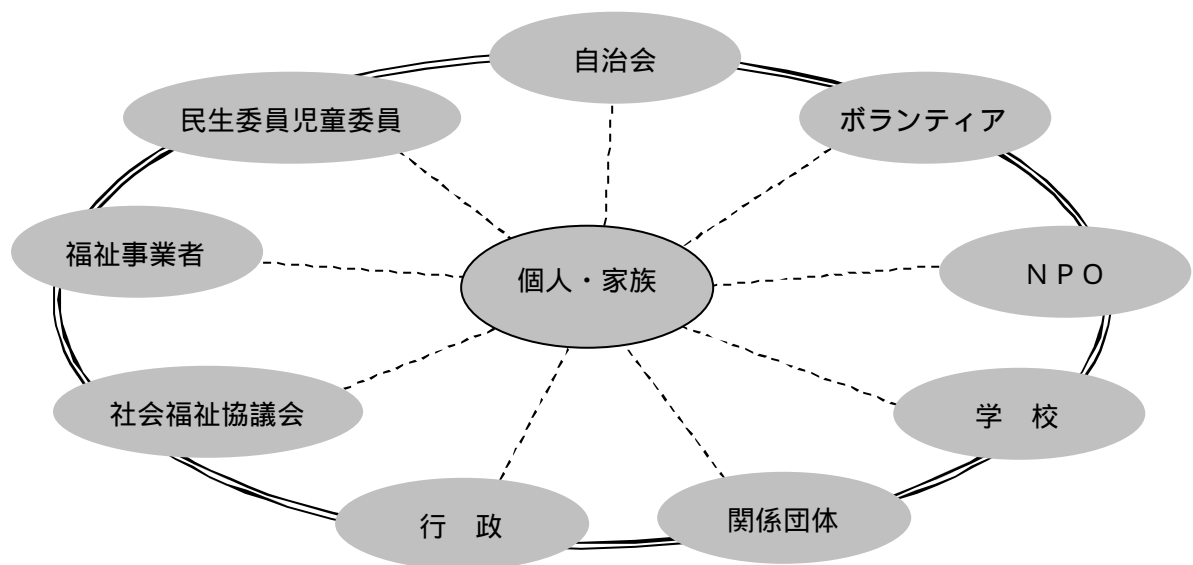
第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の実施主体

本計画の策定過程において、地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが、自助・共助・公助の意識を持つことが重要であるという指摘がありました。家族や隣近所など身近なところから始まって、地域、市全体と、重層的で大きな支え合いの輪をつくることが地域福祉の目的であり、ひいては誰もが安心して暮らせる“まち”をつくることにつながるのです。

したがって、本市の地域福祉を推進するための指針である本計画の実施主体は、住民、各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等を包含したすべての市民であり、お互いに連携し、一緒に取り組み、連携することが最も重要な役割であると言えます。



(2) 庁内の推進体制

本計画は、福祉はもとより、教育、防災・防犯、まちづくり、生活環境、雇用など多様な分野にわたっています。このため、健康福祉部福祉敬愛課が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 関係団体等との連携

本計画を多様な主体と協働して推進するため、地域住民や各種市民団体など、地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。また、県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。

(4) 福祉事業者との連携

各種施設をはじめさまざまな福祉サービスを地域において提供している福祉事業者は、地域を支える安心のネットワークの要として重要な位置づけとなります。また、住民主体の地域福祉活動の拠点として期待されます。今後は、地域の福祉事業者と行政との連携を一層強化するとともに、各福祉施設を安心して暮らせる地域づくりの拠点の一つとして位置づけていきます。

(5) 社会福祉協議会との連携

本計画を推進するにあたっては、地域福祉活動を進めていく住民主体の団体である社会福祉協議会の役割が重要となってきます。社会福祉協議会は、本計画の示すめざすべき地域福祉像を、より具体化するために、市民主体の活動指針として地域福祉活動計画を策定しました。本計画と地域福祉活動計画が、本市における地域福祉推進の両輪として機能し、これらに掲げた施策が、効果的かつ効率的に展開できるよう、行政と社会福祉協議会との連携を一層強化していきます。



2 計画の進行管理

本計画は、めざすべき地域福祉像の実現をめざし、住民と行政が協働して取り組むべきものです。そこで、本巢市地域福祉推進委員会を設置し、本計画の推進に関し必要な事項について審議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。また、根尾、本巢、糸貫および真正の4地域に地域部会を設置し、各地域の課題や特性に応じた計画推進状況の掌握や方向性の再検討を行うとともに、委員会を通じた地域間の情報共有や連携の強化を図っていきます。



3 広報・啓発の推進

地域福祉の推進にあたって、より多くの人の理解と参画を促進するため、本計画の概要版を作成し、計画の趣旨や内容の周知を図ります。

また、広報紙やホームページ等を通して、地域福祉に関する情報提供に努め、福祉意識の醸成を図るとともに、地域福祉活動への動機づけの一つとしていきます。

4 重点施策（第1次）

第2章で掲げた重点課題を解決するためには、第4章の基本計画を着実に実行していかなければなりません。しかし、基本計画は多岐にわたる多くの取り組みについて言及しており、それをすべて具体化するのには、一朝一夕にできることではありません。そこで、次の3つの課題に対する取り組みを、最初にとりかかる重点施策として位置づけて、具体的に事業の展開を図っていきます。これらの事業を具体化するために、住民、各種団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働で活動することが、基本計画全体の実現につながり、ひいては6つの重点課題の解決の糸口になるものと考えます。

なお、今後は、本巢市地域福祉推進委員会において、これら重点施策（第1次）の進捗状況を確認し、必要に応じて重点施策（第2次）を検討していきます。

地域福祉を推進する人材を育成し、見守りのネットワークをつくるとともに、こころの拠り所となる交流の場づくりを進める必要があります

自治会による住民交流会・ミニイベントの開催
福祉協力員制度の創設
市庁舎等の交流拠点化

できる限り多くの市民が、地域活動やボランティア活動に参加するためのきっかけをつくる必要があります

ボランティアセンターの充実、ボランティアの交流スペース・ボランティア情報掲示板の設置
学校を核とした三世代交流事業の拡充
ふれあいいきいきサロンの拡充

災害時における高齢者や障がいのある人への支援体制と、事故や犯罪から子どもを見守る体制を確立する必要があります

災害時要援護者の把握（災害時要援護者名簿・マップの作成）
自主防災体制の確立
地域ぐるみの通学パトロール体制の確立（見守りステッカーの作成）